

外国人介護労働者は年金受給に辿り着けるのか

中尾ゼミ（日本女子大学社会福祉学科）

荒井想子、毛塚日和、近藤希音、佐枝寿珠、田村優和、新本理紗、吉澤奈津、吉村遥花

1 はじめに

2015年に公表された「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」では、「2025（平成37）年に向けて、最大で約250万人規模の介護人材を確保するには、国内の人材確保対策を充実・強化していくことが基本であり、外国人を介護人材として安易に活用するという考え方は採るべきではない」と述べられていたように（外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会2015：1）、政府は従来、介護人材不足解消のために外国人介護労働者を活用する方向性は打ち出していなかった。しかし、2025年を目前にした現在では、専門的・技術的分野の外国人労働者については積極的に受け入れていく方針が打ち出され、「外国人介護人材の確保・定着及び受入環境の整備を図ることが必要」と述べられるまでとなった（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室2024：3）。さらに、政府は、「在留資格を有する全ての外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、外国人が日本人と同様に公共サービスを受取り安心して生活することができる環境を全力で整備していく」としている（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議2024：2）。

そこで、本研究では、とりわけ女性の外国人介護労働者が中長期的に日本で就労し続けられるのか、ライフイベントに着目して最終的に老齢年金受給に辿り着けるのか検討したい。

2 外国人介護労働者として日本で働くことができる4つのルート

外国人が日本で介護労働者として働くには、EPA（経済連携協定）に基づいて入国するか、次の3つの在留資格、つまり、「技能実習」、「特定技能1号」、「介護」のいずれかを取得して入国するかである。そこで、まずはこれら4つのルートの概要と、各ルートにおける在留者数についてまとめる。

2-1 EPA（経済連携協定）

EPAとは、日本がインドネシア、フィリピン、ベトナムの3か国と二国間で結んでいる協定である。この3か国の人材は、特例的に介護福祉士の候補者として日本で就労できる。入国後に候補者は、介護福祉士養成施設に2年以上就学するか（フィリピン・ベトナムのみ）、介護施設等に3年以上就労・研修し、介護福祉士国家資格の取得を目指す。

在留期間は原則4年（一定の条件を満たせば5年）だが、その期間内に介護福祉士国家資格を取得すれば、その後は在留期間更新回数に制限がなくなり中長期的に日本で就労できる。その場合には、家族（配偶者・子ども）帯同も可能となる。

2-2 在留資格「技能実習」

「技能実習」は、本国への技能移転を目的とした実習生として、実習実施者の下で技能実習する在留資格である。「技能実習1号」として入国し、1年実習した後に技能評価試験に合格すると「技能実習2号」となり、2号として2年（入国後3年）実習した後に技能評価試験に合格し、本国への1か月以上の一時帰国を経ると「技能実習3号」となり、さらに2年実習できるようになる。

在留期間は最長5年だが、入国後3年の試験に合格していれば、在留資格を「技能実習2号」から「特定技能1号」に変更でき、一時帰国を経ないで在留期間を延長できる。また、EPA同様、期

間内に介護福祉士国家資格を取得すれば、その後は、在留期間更新回数に制限がなくなり中長期的に日本で就労でき、家族帯同も可能になる。なお、今後は「育成就労」となり、3年間の就労で「特定技能1号」水準の技能が得られるようになる。

2-3 在留資格「特定技能1号」

「特定技能1号」は、本国等で行われる技能及び日本語能力の試験等で、一定の専門性・技能を有することやそれらの水準が確認されると日本に入国でき、介護施設等で就労できる在留資格である。「技能実習2号」から「特定技能1号」に在留資格を変更する場合は、試験等が免除される。

在留期間は通算5年間で、家族帯同は原則認められていないが、可能な場合がある。

2-4 在留資格「介護」

「介護」は、介護福祉士国家資格を持つ人が取得できる在留資格である。留学生として日本に入国し、介護福祉士養成施設で2年以上就学し、卒業後に介護福祉士国家試験を受験して合格すれば「介護」を取得できる。また、「技能実習」や「特定技能1号」として入国後3年以上の実務経験がある人が、介護福祉士国家試験を受験して合格すれば、「介護」を取得できる。

「介護」は、在留期間更新回数に制限はなく、家族帯同も可能である。

2-5 外国人介護労働者の実態

EPAに基づく在留者のうち介護福祉士候補者は、2024年1月1日時点で3,248人である（国際厚生事業団2024:61）。

「技能実習」による在留者のうち介護分野で実習する人は、2023年12月末時点で15,909人である（法務省2023:1）。

「特定技能1号」による在留者のうち介護分野で就労する人は、36,719人である（出入国在留管理庁2024）。性別では女性が77.1%、年齢別では18~29歳が70.2%を占めている。また、他の在留資格から「特定技能1号」に変更した人は、2023年6月末時点で4,417人である。「特定技能1号」による介護分野の在留者の約2割を占めている（出入国在留管理庁2023:2）。

「介護」による在留者は、2023年12月時点で9328人である。性別では女性が71.7%を占めている。また、女性の年齢階層別では、20歳代が4,128人で、全体の44.3%を占めている（法務省2023）。

在留者数が最も多いのは、「特定技能1号」であった。また、介護労働者として多いのは、20歳代の女性であった。

3 ライフイベントと在留資格との関係

ここでは、20代女性の外国人介護労働者が直面する結婚、出産、育児と在留資格の関係について説明する。

「EPA」「技能実習」「特定技能1号」の在留資格では、原則として家族帯同が認められていないため、母国にいる配偶者や子どもと日本で同居することはできない。ただし、介護福祉士資格を取得すれば家族帯同が可能となり、同居が実現する。

産休については、日本人と同様に取得可能だが、「技能実習」の場合に不適切な扱いを受ける事例が報告されている（出入国在留管理庁2022:2,5）。妊娠しても技能実習を継続できる仕組みがあることを知らない外国人労働者が多く、妊娠を理由に退職や帰国を求められるケースもある。出産後においても、家族帯同ができる在留資格がない場合、生まれた子どもには「特定活動」の在留資格が付与されるが、更新が難しい場合がある。一方、親が「特定技能1号」の場合、親の在留資格更

新と共に子どもの在留資格も更新される。

育児休業も日本人と同様に取得可能だが、無給となるリスクがあり、収入減少が在留資格更新に必要な「独立して生計を営むこと」を満たせなくなる恐れがある。また、長期休業中に活動実態がないと判断され、在留資格取消の対象となる可能性もある。

一方、離婚した場合、「特定技能」や「定住者」への切り替えが選択肢となるが、特に「定住者」は婚姻期間や生活能力の審査が厳しく、再婚の場合にも「配偶者」資格の正当性を証明する必要がある。これらのビザ取得ができない場合、離婚後6ヶ月以内に帰国しなければならない。

これらの要因が重なることで、外国人介護労働者が育児と仕事を両立しながら長期的に就労し続けることが難しくなる現状がある。

4 外国人に対する公的年金

4-1 脱退一時金

公的年金には、外国人のみを対象とした仕組みがある。それが脱退一時金である。

脱退一時金は、日本国籍を有していない人が、国民年金や厚生年金保険の被保険者資格を喪失して、日本を出国した場合に支給を請求できる一時金である。老齢年金は、受給資格期間10年で受給権を得られるが、これを満たすことなく帰国する外国人に対して、本人の申請に基づいて被保険者であった期間に応じた額を一時金として支給している。ただし、脱退一時金を一旦受け取ると、受給資格期間がリセットされるため、年金受給には結びつき難くなる。このため、日本人には適用されていない。

2021年度に脱退一時金を裁定した件数は、厚生年金保険95,701件、国民年金1,026件、計96,727件で、脱退一時金が創設された1995年に比べて約16倍となっている（厚生労働省年金局2024:4）。

創設当初の支給上限年数は3年（36月）であったが、2021年4月に、「特定技能1号」の在留期限が5年に引き上げられると同時に、脱退一時金の支給上限年数も5年（60月）に引き上げられた。

4-2 社会保障協定

社会保障協定は、「保険料の二重負担」の防止と年金受給資格を確保するため、二国間で年金制度を調整することを目的としている。この協定により、保険料の二重加入を防ぎ、両国の年金制度への加入期間を通算することで、年金受給に必要な加入期間の要件を満たしやすくなる。

2024年現在、日本は23カ国と社会保障協定を締結している。この協定に基づき、保険料の二重負担を解消し、自国での年金加入期間を協定国の年金加入期間として取り扱い、その国の年金を受給できる。

外国人介護労働者の出身国は、インドネシア（EPAの第1位）、ネパール（「技能実習」介護分野の第1位）、ベトナム（「特定技能」の介護分野及び「介護」）が多い（厚生労働省2024:6；外国人技能実習期機構2024；出入国在留管理庁2023.2；出入国在留管理庁2023）。しかし、いずれの国とも社会保障協定を結んでいない。

5 考察—女性の外国人介護労働者の在留期間と年金受給—

老齢年金の受給資格期間である10年を満たすため、各在留資格の在留期間について整理する。

「EPAに基づく入国」による介護福祉士候補者の在留期間は原則4年で、条件を満たせば5年となる。「技能実習」や「特定技能1号」も最長5年の在留期間であり、これらの資格だけでは10年を満たさない。ただし、「技能実習3号」から「特定技能1号」に移行する場合、在留期間がさら

に5年延長され、合計で10年となり受給資格期間を満たすことが可能となる。一方、介護福祉士国家資格を取得できず帰国する場合には、脱退一時金を受給する権利が発生する。特に、外国人介護労働者の出身国の多くが日本と社会保障協定を結んでいないため、加入期間が通算されず、脱退一時金を選択すると加入期間がリセットされ、老齢年金の受給に結びつきにくくなる。

介護福祉士国家資格を取得すれば、「EPAに基づく入国」の介護福祉士候補者も「介護」と同様の待遇が得られ、在留期間更新回数の制限がなくなる。また、「技能実習」や「特定技能1号」から「介護」への変更も可能で、これにより更新回数の制限がなくなり、受給資格期間10年を満たしやすくなる。

6 年金受給権を有する人は日本国外でも年金を受給できるのか

老齢年金の受給権を有する人は日本国外でも老齢年金を受給することができるのだろうか。

日本に居していると、保険料納付の実績や将来の老齢年金給付に関する情報を知らせる役割のある、ねんきん定期便が送付される。しかし、日本国外に居住し、日本国外でねんきん定期便を受け取るには、自らインターネット上で申し込みをすることが必要である。郵送以外に確認したい場合は、電子版ねんきん定期便を確認できる。

また、日本に居住していると、老齢年金を請求する際に提出が必要となる年金請求書が、受給開始年齢に到達する3カ月前に送付される。日本国外に居住し、年金請求書を入手するには、自ら日本年金機構のホームページからダウンロードすることが必要である。ダウンロードした年金請求書を日本における最終住所地を管轄する年金事務所または街角の年金相談センターに送付すると老齢年金を受給できる。しかし、老齢年金給付に関する情報は、受給資格期間を満たし日本国外に居住している人に対して自動的に知らされることはなく、本人が忘れると受給することができなくなる。

7 おわりに

本研究では、20歳代女性の外国人介護労働者が、ライフイベントを経験しながら中長期的に就労し続け、老齢年金の受給資格が得られるのかを検討してきた。その結果、介護福祉士資格を取得できなければ、中長期的に就労し続けることができないため、老齢年金の受給資格を得るのは難しいことがわかった。外国人介護労働者には社会保障協定を結んでいない国の出身者が多いため、介護福祉士国家資格を取得した「EPAに基づく入国」を除く「介護」以外の在留資格の人は、脱退一時金を選択することになってしまう。また、受給資格を得た外国人労働者が、母国に帰国する等、日本国外に居住する場合、老齢年金の受給に関する情報は、自動的に知らされないことがないため、本人が忘れると受給することができなくなることもわかった。

外国人介護労働者が日本の社会を構成する一員（生活者）として中長期的に滞在できるようにするには、在留資格「介護」が取得できるようにサポートすることや、出産・育児に関する制度の情報を本人にも雇用主にも周知することが必要である。

参考文献

外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会(2015)「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」

外国人技能実習機構 (2024)「技能実習区分(第1号企業単独型技能実習)国籍・地域別 職種別 技能実習計画認定件数(構成比) 1-6-1 1-6-2 1-6-3 1-6-4 1-6-5 1-6-6」

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議(2024)「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和6年度改訂版)」

厚生労働省（2023.6）「経済連携協定（EPA）に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受け入れ概要」

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室（2024）「基礎資料」外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会第1回（R5.7.24）資料2

厚生労働省令和5年度社会福祉推進事業

厚生労働省年金局（2024）「脱退一時金等について」第13回社会保障審議会年金部会 2024年3月13日 資料2

国際厚生事業団（2024）「EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者受入れの枠組み、手続き等について」

出入国在留管理庁（2022）「技能実習生の妊娠・出産に係る不適正な取扱いに関する実態調査」

出入国在留管理庁（2023）「第1表 国籍・地域別 在留資格（在留目的）別 在留外人」

出入国在留管理庁（2023.2）【第1表】主な国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能1号在留外国人人数

出入国在留管理庁（2023）「特定技能在留外国人人数」

出入国在留管理庁（2024）「【第9表】特定産業分野別 年齢・男女別 特定技能1号在留外国人人数（令和6年6月末現在）」

法務省（2023）「職種・作業別 在留資格『技能実習』に係る在留者数（令和5年末時点：404,556人）」

法務省（2024）「在留外国人統計（旧登録外国人統計）」